

「三重県社会福祉審議会(書面開催)での主なご意見と県の考え方

「みえ障がい者共生社会づくりプランー2021年度～2023年度ー」(中間案)

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
安部委員		全般	テレビ番組ではあるが、施設のあり方・暮らし方が少しずつ変わってきている様に思う。成人後、自分がどう生きていくか?を自分で選択し、自由1人で生活面ではサポートしてもらいながら個として自由に暮らす。経験豊かな人材がどうしても必要不可欠なのだが、生き生きとした生活ぶりだった。地域社会のサポートあっての事だが。(医療や防災含む)自立の1つの方法と思った。	県では、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、平成30年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2018～2020年度)」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組んできました。今後は、現在改定を行っている「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2021年度～2023年度)」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めていきます。
伊藤委員		全般	少子化や生産年齢人口は減少しているにもかかわらず、発達障がいの相談件数は増加しています。今後の発達や就労に向けて適切なリハビリテーションは必須となりますが、受け入れ施設が少なく、また受入数の限られており、地域によるばらつきが大きく、待機を余儀なくされています。早い段階から適切な支援が円滑に受けられるような取り組みをお願いします。	発達障がい児等の相談支援の充実につながるよう、市町の発達障がい支援システムアドバイザーの育成など専門人材の育成支援や地域における発達障がい児等に対する早期支援を図るため、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進に引き続き取り組んでいきます。 また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによる「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実を図っていきたくと考えています。
牛場委員	52 53		充実したプランを策定していただいたと感じます。 52頁に記載がありますが、成年後見制度の利用促進のためには、障がい福祉を直接の所管とする部局だけではなく、たとえば公営住宅を所管する部局等障がい福祉を直接の所管としない部局においても「支援につなぐ」という意識を大切にしていきたいと思えます。また、成年後見制度利用促進に関する市町への支援に関して県において、これまでも取り組んでいたところですが、県民一人ひとりが居住する市町において適切な支援を受けていただけるよう、各市町への支援については今後も充実していただきたいと考えます。 53頁に記載がありますが、市町の虐待判断の標準化のためには、市町職員が必ずしも聴き取り調査を行うことに慣れていないということに留意したうえで、市町に対して援助・支援を行っていただきたいと思えます。	成年後見制度の利用促進に向け、市町における中核機関の設置や基本計画の策定を推進するための支援に引き続き取り組んでいきます。 県では、市町職員を対象とした障がい者虐待防止・権利擁護研修を2日間(うち1日は障害福祉サービス事業所と共通)開催しています。また、市町が行う虐待の事実確認や訪問調査等において、必要に応じて市町と連携しながら行うなど、これからも市町に対して積極的に援助・支援を行っていきます。
鵜沼委員	52 53	⑦⑧	成年後見制度利用促進基本計画工程表およびそのKPIを踏まえ、「県内29市町において、成年後見制度利用促進基本計画を策定すること」および「県内すべての市町において中核機関を設置すること」を具体的な目標として掲げてほしいと思えます。	県内29市町における成年後見制度利用促進基本計画の策定については、次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(令和3年度～5年度)において目標のひとつとしています。中核機関については、各市町において策定する基本計画に基づき設置が進むものと考えていますが、今後も引き続き市町の取組を支援していきます。
鵜沼委員	—	—	県民の理解促進につながるよう、プランや計画の概要をイラスト等で説明したパンフレット・リーフレットがあればよいと思えます。	プランの概要版は別途作成を予定しており、県のホームページで公表するほか関係機関や団体への配布など、広く周知を図っていきます。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
奥野委員		差別の解消について	昨年、三重県感染症対策条例が制定されたが、その特徴は「差別の禁止」という強い表現と決意だと受け止めている。また、現在、検討が進められている差別解消条例もそれに準じた流れを汲んでいくと考える。こうした流れをふまえると、本計画における「差別を解消する」等の表現についても検討すべきではないか。	<p>障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の「障害を理由とする差別の禁止」を具体的に実現していくために制定された法律であり、障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に、差別の解消に向けて取り組むよう求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、事業者も含めた国民一人ひとりがそれぞれの立場において自発的に取り組むことを促すものとなっています。</p> <p>障がい者差別解消法の趣旨としては、障がい者当事者への「差別の禁止」を含め、障がいを社会全体で理解し、行政が社会に啓発・知識を普及していくことで障がいへの差別的取扱いを社会全体で解消していくことを包含した概念であり、障がいのある人もない人も共に暮らしていける社会を目指しており、県の条例でも同趣旨であり、当プランもそれを受けた形で障がい者差別解消と記載しています。</p> <p>また、差別解消法の改正については、3月9日に閣議決定されており、合理的配慮の提供を企業等に義務付ける内容となっていることから、国の動向を注視しながら対応していきます。</p>
奥野委員		災害時の避難計画について	本県の避難計画の策定率は40%台とやや低迷している。本気に対応していかないと、大きな災害がいつ来るかわからない状況なので、地域における避難行動要支援者対策の促進にしっかりと取り組まれない。	<p>水防法、土砂災害防止法で義務化された要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施について、引き続き、取組状況や課題を把握するとともに、市町や県関係部局と連携して働きかけ、支援を行います。</p> <p>避難確保計画未策定の施設に対しては、令和2年7～8月にかけて電話で直接、作成するよう指導しました。引き続き集団指導の場や個別の現地指導等の機会を捉えて計画の策定を促していきます。</p>
北村委員		全般	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」プランの内容というよりは、このような計画の内容や三重県の取組みについてのアピールがHPなどでもっとなされていもよいように感じました。私も、このプランの中に書かれている取組みにいくつか関わっていますが、知っているコアな人しかこれらの情報にたどりつけないような気がします。障がい者支援に関して、虐待防止について、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関して…など、「ああ、県はこのような取組みをしているのだな、こういうサービスもあるのだな」ということがわかる表示の方法も考えられたらと思います。	みえ障がい者共生社会づくりプランについてのわかりやすい概要版を作成し、県ホームページで公表するなど広く周知するとともに、県が行っている取組の情報を県民のみなさまにより的確に届けることができるよう、取組を行っているそれぞれの部局において、意識を高くして取り組んでいきます。
小林委員	概要版(資料2)	2② 2④ 第1節2 第1節3 第3節2 第3章	次に挙げる語句については、最後に欄外として言葉の説明が必要なのではないかと。 Society5.0 SDGsの視点 DXの動向 バリアフリー観光 スーパーバイズ機能 障害保健福祉圏域単位	ご指摘の専門的な語句の説明は、中間案には掲載しておりませんが、最終案には、用語解説をまとめて掲載することとしています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	概要版 (資料2)	第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり 1 特別支援教育の充実	<p>子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導という言葉が学校現場で使われだして相当な期間が経つ。初任者研修などでも専門性を向上させるために必ず特別支援教育の研修は組まれているし、市町によっては、年に1回は特別支援教育の研修を受けることを義務化していたり、特別支援教育スーパーアドバイザーを定期的に学校へ訪問させ、一人ひとりの特性に応じてどのような教育活動が必要なのかを助言したり、専門機関との連携へのアドバイスを担当課が行ったりして、専門性の向上は一定図られてきている。</p> <p>しかし、学校現場では、特別に支援が必要な子どもが年々増え、対応しきれず、学級崩壊が起こる原因の一番になっている学校も少なくない。特に、普通学級籍に在籍している自閉症スペクトラム傾向の児童・生徒への対応や、特別支援学級に在籍していても高機能の自閉症スペクトラム傾向の児童・生徒は多くの交流授業を希望され、交流先の授業をかき乱したり、そこでの過度の配慮を要求することを保護者が当たり前と捉えていて、学校経営の最大の課題となっている学校も少なくない。専門性の向上は今後も必要であるが、学校現場は専門性の向上による対応だけでなく、一人ひとりの特性に対応するだけの人的保障を求めている。特に自閉・情緒学級において上限8人という設定は、専門性を有する教員が担任をしても、交流教育までを含めた教育活動で一人ひとりの特性に応じた教育を提供することは、現実不可能である。特別支援学級の上限を1学級4人以下にしたり、2学年単位で学級を作ったり、介助員・支援員を国・県予算でつける等の、人的保障を記述すべきであると思う。</p>	<p>特別支援学級の編制については、標準法により1学級8人が基準となっていますが、本県においては該当児童生徒の障がいの状況に応じて学級を設置できるようきめ細かな対応に努めており、1学級当たりの平均在籍人数は、令和2年5月1日時点で、小学校で4.6人、中学校では4.4人となっています。標準法の基準を超えて、教職員を増員して配置することはできないことから、国に対し、引き続き特別支援学級の学級編制標準の引下げを要望していきます。</p> <p>通常の学級に在籍する発達障がいの児童生徒については、障がいの状態に応じて通級指導の対象となることから、本県においては、平成18年度から、こうした児童生徒を対象とした通級指導教室を設置し、徐々に増設しているところです。令和2年度につきましては、小中学校合わせて41校に52教室を設置（前年比11教室増）しています。国においては、平成29年度に義務標準法が改正され、平成29年度から令和8年度の10年間で、通級指導に係る教職員定数が一部基礎定数化されることから、こうした国の動向を注視し通級指導の拡充を検討しているところです。さらに、校内の特別支援教育コーディネーターを支援することを目的として、特別支援学級の在籍児童生徒数が多い学校や市町の特別支援教育の拠点となる学校を中心に、県単独措置の非常勤講師（週9時間）を配置し、令和2年度は県全体で151人を配置（前年度比増減なし）しています。</p> <p>平成19年度から、障がいのある児童生徒に対して、生活上、学習上の支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、市町に地方財政措置が行われています。この措置により、各市町において、介助員、学習支援員等の配置を進めていただいています。令和2年度には、全国で、幼稚園に約7,900人（前年度比100人増）、小・中学校に約57,000人（前年度比400人増）の計64,900人分が予算措置されています。本県においては、幼稚園に255人（前年度比84人増）、小中学校に1,487人（前年度比187人増）を配置いただいています。特別支援教育支援員等は、県で給与を負担しなければならない教職員の対象ではないことから、財政的な裏付けがなく、県費での配置は困難な状況です。</p> <p>県教育委員会としましては、今後も、特別支援学級の設置をはじめ、通級指導教室の設置や県単独の非常勤講師の配置などを通して、特別支援教育の充実に努めます。また、国に対して、引き続き特別支援学級の学級編制標準の引下げとともに、特別支援教育支援員の配置の充実や教職員定数の措置等の予算要望を行っていきます。</p>

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	概要版 (資料2)	第2節 生きがい を実感できる共生 社会づくり 3 スポーツ・芸術文 化活動の推進	2021～2023年度のプランに、2021年に全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）を開催するとともに、・・・と記載してよいのだろうか。もちろん、十分な感染予防を講じて実施する計画だあることはわかっているが、感染後の重症化リスクを伴う障がいがある方々を、今全国から集めてよいのだろうか。  また、無理にでも実施したとして、ここに書かれているように障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大は、一過性の取り組みにならないか。書くとしたら、三重とこわか大会開催をきっかけとして、という言葉表現は入れておくべきかと思うし、一過性にしてはならない・継続させるための取り組みの具体案を提示すべきと思う。	未だ新型コロナウイルス感染症が終息に向かう目途はたっていませんが、国をはじめ、関係各所において懸命な感染防止対策が行われているところであり、令和3年度の開催に向けて尽力されてきた各競技団体や選手の皆様、開催を楽しみにしてみえる県民の皆様への配慮も必要となっています。そこで本県では、「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」を策定し、可能な限り感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営をめざして準備を進めています。そのため、今後、開催の可否判断について検討することも想定されますが、現時点では記載を残したいと考えています。  障がい者スポーツの裾野の拡大のためには、東京パラリンピックや三重とこわか大会に向け増加した県内の障がい者スポーツに関する取組を、大会終了後も日常的活動につなげていくことが必要であると考えており、障がい者スポーツ大会の開催や障がい者スポーツ指導員の育成、地域の障がい者スポーツイベントの支援等に取り組みます。
小林委員	概要版 (資料2)	第3節 安心実感 できる共生社会づ くり 1 地域移 行・地域生活の支 援の充実	地域移行とあるが、何から何に移行するのかよくわからない。下文には「地域生活への移行の促進」とあるが、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた人材の育成や資質向上のほか、人材の確保やロボット等の導入による介護業務の負担軽減を図るなどを指しているようだが、共生社会づくりのために何から何に移行するのかを明記しないと、よくわからない。	地域移行とは、障害者入所施設からグループホーム等の地域生活に移行することを指しています。プランにおいて記述を行います。県では、障がい者の地域移行後の地域生活支援の受皿整備を進めることとしています。
小林委員	4	3 基本理念	障がいがない人や有無という表現は、とても気になります。学校現場では誰もが障がいを持っていると考えることが基本となっているから。	平成23年の障害者基本法の改正などをふまえ、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としてプランを作成しています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
小林委員	22	(5) 発達障がい	学校現場はアスペルガー症候群ではなく、自閉症スペクトラムを使っています。	当該記述は発達障害者支援法第2条の規定を引用したものであり、本県の発達障がい者支援行政は、当該法律を根拠に実施していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
小林委員	26	(8) 遷延性意識 障がい	このデータだけ7年前、前回の時以来調査をしていないということか。	定期的な調査は行っておらず、現在把握できている情報（2013年度調査結果）を掲載しておりますが、次回のプラン策定（2024年度～2026年度版）においては前回調査から10年が経過することから、再調査について検討していきます。
小林委員	36	(2) 障がい者 に対する理解の促進	県の障がい者雇用率が一時正しくないという報道があった。現在は改善されたのか。	平成30年度に判明した障がい者雇用率の算定誤りについては、調査時点での対象者の特定と障がいの状況把握が十分でなかったことが大きな要因と考えています。  そのため、県では同様の誤りが発生しないよう、チェック体制を整備し、調査を実施しています。  平成30年度に判明した障がい者雇用率の算定誤りを受け、所属長が手帳の原本を直接確認することや、調査様式を端的でわかりやすいものとするなど調査方法を見直し、再発防止を徹底しています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	37	③ボランティア活動の促進	障がい者に対する理解の促進ということとここに書かれていることの関連が理解できない。	小中学校において、校内や校外の多様なボランティア活動の取組を通じて、豊かな人間性が育まれることで、障がい者に対する理解につながると考えます。
小林委員	39	(1) 特別支援教育の充実 イ) 残された課題	介助員・支援員の人的配置が市町に任されているのは残された課題ではないのか。	人的配置については前述のとおりです。
小林委員	42	(3) スポーツ・文化活動の推進 イ) 残された課題	東京パラリンピックや三重とこわか大会をきっかけにぐらいいは捉えてよいが、好機と捉えとすると、開催ありきであるし、開催すれば残された課題は解決するのだろうか。日常的活動で課題解決を考えるべきではないか。	ご意見のとおり東京パラリンピックや三重とこわか大会を開催すれば課題が解決するものではありません。障がい者スポーツの裾野の拡大のためには、東京パラリンピックや三重とこわか大会に向け増加した県内の障がい者スポーツに関する取組を、大会終了後も日常的活動につなげていくことが必要であると考えています。
小林委員	47	イ) 残された課題	北勢地方が、今2か月は待たされる。また、継続して見ていたく間隔も1カ月から2カ月は開いてしまう。人員不足を明記するべきではないか。	福祉人材の確保にかかる課題については、全サービスにかかるものであり、「(1) 地域生活を支えるサービスの充実」に記載しているところです。なお、福祉人材の確保については、施策の展開で記載しているとおり様々な機会を捉えて取り組んでまいります。
小林委員	51	【関連するSDGsのゴール】	何を表すのか、まとめてでもよいので、どこかに解説を記載すべき	SDGsのロゴについては、8ページに解説をしています。SDGsそのものの解説は用語解説に記載します。
小林委員 (追記)	59	(2) 福祉教育・人権教育の推進	⑥障がいがある子が、地域の学校に通うことができるよう、特別支援教育ができる職員を増やす。そのための支援体制づくり、発達支援センターの職員の増員、介助員・支援員の県費負担を進めます。	県教育委員会では、今後も引き続き、特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携をとおして、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。 人的配置(介助員・支援員)については前述のとおりです。(教育委員会) 各市町では、地域における障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターを整備し、障がい児支援の基盤づくりを進めています。県としては「地域の障がい等支援体制機能強化事業」を実施し、全県域で整備及び、機能を強化を図っています。また、自閉症・発達障害支援センターを県内に2か所設置し、市町や関係機関と連携して専門的な相談支援を実施することにより、障がい児・者の支援体制作りを進めています。引続き、取り組んでいきます。
小林委員	66	施策の展開(1) 指導・支援の充実 ③	図るためには、人的保障が必要である。人事配置は「県」(国)が行うべきと考える市町の財務は多い。	人的配置については前述のとおりです。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	66 (追記)	施策の展開(1) 指導・支援の充実	⑨特別支援学級在籍児童の保護者自身に支援(生活・子育て・本人の障がい等)が必要な場合が増えている。保護者への社会的支援体制の充実が必要となっています。	県教育委員会では、児童生徒や家庭が抱える課題の解決を支援するスクールソーシャルワーカーを任用し、高等学校や中学校区への巡回と学校の要請に応じた派遣をしています。令和2年度は13人のスクールソーシャルワーカーが、医療や福祉の関係機関と保護者をつないだり、市町の生活支援担当課と連携した支援を行っています。今後も課題を抱える児童生徒や家庭を支援するために、スクールソーシャルワーカーの拡充を検討していきます。 県では、本計画や「三重県地域福祉支援計画」「三重県子どもの貧困対策計画」などを策定し、支援が必要な人に必要な支援が届くよう取り組んでいるところです。引き続き各種計画に基づき支援に取り組んでいきます。
小林委員	70	施策の展開(1) 一般就労の促進	ステップアップカフェだいたい食堂(ステップアップカフェ運営事業)	意見のとおり修正します。
小林委員	73	3スポーツ・芸術 文化活動の推進 ②	P42には芸術という表記がない。 書くのなら東京パラリンピックは書かなくてよいのか。	・該当部分は「前計画期間(2018年度～2020年度)の取組成果と課題」に係る項目であるため、前計画のとおり「スポーツ・文化活動の推進」と表記しています。 ご意見をふまえ、「東京パラリンピックや」を追記いたします。
小林委員	76	(3)障がい者の 芸術文化活動への 参加機会の充実 ②	障がい者芸術文化活動を支援する機運の醸成とあるが、オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機として、障がい者芸術文化活動を支援する機運の醸成の関連性がよくわからない。	オリンピック・パラリンピック及び三重とこわか国体・三重とこわか大会では、芸術作品の展示会の開催をはじめとした「文化プログラム」が実施されます。 当該「文化プログラム」の一環として障害者芸術に係る展示会等の取組が実施されることに加え、障害者スポーツの活性化による障害者の社会参加の推進に対する関心の高まりを通じて、障害者芸術文化活動を支援する機運の醸成につなげたいと考えています。
小林委員	79	(2)相談支援の 充実 ②	どのような人が対象になるのか。高次脳障がい者という言葉が初めて出てきた。	高次脳機能障がい者とは、交通事故等による外傷性脳損傷や脳梗塞等による脳血管障がい等の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等の認知機能に障がいが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいをいいます。プランの用語解説に追記します。
小林委員	84	数値目標	70.4%から69.0%になぜ下げるのか。	入院3か月後時点の退院率の目標値は、国の基本指針において69.0%とされているため、本県においても現状の目標値を69.0%としているところです。令和元年度は目標を達成することができましたが、早期退院率は年度毎のばらつきが大きいいため、引き続き69.0%を目標値とします。
小林委員	85	施策の展開(1) 障がいの早期発見 と対応③県内6か 所	児童福祉士、児童心理士ではないか。	「児童福祉司」については児童福祉法第13条に規定があり、「児童心理司」については児童相談所運営指針に呼称として明示されています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
対馬委員	—	—	新型コロナウイルスの拡大がどのような影響を与えているかも調査する必要があると思います。災害などの緊急事態は弱者にしわ寄せがいきがちです。困りごとを聞き取り、対応を検討する必要があります。	県では、令和2年3月と5月に三重県身体障害者福祉施設協議会、三重県知的障害者福祉協会及び三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会に対し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響や課題、取組等について意見照会を行い、施策の参考としています。 また、特定非営利活動法人共同受注窓口みえが、県内の福祉的就労事業所を対象に、2020年3月～11月における新型コロナウイルス感染症による生産活動への影響を調査したところ、生産活動収入や支払い工賃に大きな影響が出ていることが判明しました。そのことから、ICTも活用し共同受注におけるマッチング強化を図るなどして、福祉的就労事業所における一層の受注拡大や受注体制の強化を図ることとしています。
対馬委員	—	—	障がい者の意思表示や声を聞く場が少ないように思います。支援サービスについての相談ができる所はありますが、それとは別に悩みや困りごとやちょっとした気持ちを吐き出す相談の場が定期的にあると良いと思います。また、虐待事案では保護者や福祉サービス提供者から被害を受ける事もあるため、虐待予防や発見の観点からも保護者や福祉サービス提供者とは別の人が話を聞く機会が定期的に必要なだと思います。	障がい者の悩みや困りごと等の相談については、市町が実施する障がい者相談支援事業を受託する相談支援センターが受けることとなっています。また、保護者や障害福祉サービス事業者による虐待については、市町の障害者虐待対応窓口が通報や届出を受けることとなっています。 市町から委託を受けた相談支援センターの相談窓口や市町の障害者虐待対応窓口の一覧については県のホームページに掲載するなど、県民の皆さんに周知しているところです。引き続き、周知に努めていきます。
対馬委員	—	—	保護者の負担がとて大きく心身ともに疲弊することも多いため、保護者への支援も必要だと思います。	レスパイトとなるショートステイや通所支援事業所、訪問系等のサービスを充実することで、障がい児者の自立支援に加え、保護者の負担軽減も図っていきたいと考えています。

### 「第2次三重県手話施策推進計画」(中間案)

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
安部委員		全般	手話言語条例とてすばらしいと思う。 ろう者にとっての情報保障の確保が乳幼児から行われ、意志の表示、伝達、疎通を図る事が不自由なくできる、さまざまな環境で整うことになるという事ですから。多方面の部の参加があつてこそ出来る事と思う。	第2次三重県手話施策推進計画は本県における手話施策を推進するため策定するものであり、各取組は、福祉、教育、労働などの各分野が連携して取り組みます。
牛場委員	23		23頁の記載に関連しますが、ICTを活用した施策については意思疎通を行うことに限らず、手話を使用して生き生きと働ける職場を拡大させる取組みなど、手話を使用する者がかがやける場所の拡大について検討していただきたいと考えます。	本県では本年度に遠隔手話通訳サービスを導入することとしており、国においては電話リレーサービスの導入が進められていますが、こうした取組を着実に進めることで聴覚障がい者の社会参加の推進につながると考えています。今後のこれらのICTの活用につきまして、ご意見を参考に周知・検討いたします。
鶴沼委員	—	—	県民の理解促進につながるよう、プランや計画の概要をイラスト等で説明したパンフレット・リーフレットがあればよいと思います。	第2次三重県手話施策推進計画の基となる「三重県手話言語条例」について、その概要を紹介するリーフレットを作成し、県民の理解促進につなげていきます。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
北村委員	12	③イベント等を活用した手話の普及啓発	コロナ禍でもありますし、対策をしてのイベントの開催の他、やはりネットを活用したイベント開催などについても検討し、方法を蓄積していく必要があるように感じました。	コロナ禍におけるネットを活用したイベントについて、他自治体の取組等を情報収集するとともに、開催について検討いたします。
小林委員	概要版 (資料3)	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策4 ろう児等 の手話の学習等 (1)	教職員の手話技術の向上とあるが、この言葉にも「ろう児が在籍する学校での」という言葉がかかっているのか。かかっていたとしたら、ろう児は特別支援学校しか入学の道がないように思う。県立聾学校のHPによれば、県に1校しかない。寄宿舎はあるというが、小学部では24名中1名しか寄宿舎を利用していない。つまり、津市周辺の小学生がほとんどと考えられる。ニーズは県全域と推測されることから、ここでいう教職員が勤務する学校は、ろう児が在籍する学校ではだめで、全ての学校がいつろう児が入学希望出てきてもよいように対応できる教職員が必要と捉えるべきではないだろうか。だから、「ろう児が在籍する学校での教職員の手話技術の向上」になってはいけないと思う。	概要版資料では項目のみの記載となり、分かりにくく申し訳ありません。 三重県手話言語条例では、「ろう児が在籍する学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とありますが、ご意見のとおり聾学校以外の教職員についても手話を学ぶ機会が必要であることから、聾学校において、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施することとしています。
小林委員	概要版 (資料3)	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策4 ろう児等 の手話の学習等 (1)	具体的施策が「ろう児に対する手話教育の環境整備 等」とあるが、それは(1)に書いてあることで、何も具体的になっていないし、「等」が指すのが教職員の手話技術の向上だと思うが、これも「等」でまとめられ、何も具体的表記がされていない。具体的施策が見当たらないからなのだろうか。	概要版資料には「ろう児に対する手話教育の環境整備 等」とまとめて記載しましたが、第2次三重県手話施策推進計画では、「①ろう児に対する手話教育の環境整備」、「②ICT機器を活用した学習における手話等への配慮」、「③教職員に対する研修の実施」に取り組むこととしています。
小林委員	概要版 (資料3)	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策4 ろう児等 の手話の学習等 (2)	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保とあるが、ここでいう「保護者」はろう児の保護者を指すのか、その学校の全ての保護者を指すのか。	第2次三重県手話施策推進計画では、聾学校に在籍する聴覚障がいのある幼児児童生徒を「ろう児」と記載しています。 なお、聾学校では、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して手話講習会を実施するとともに、保護者への手話に関する相談及び支援を実施することとしています。
小林委員	概要版 (資料3)	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策4 ろう児等 の手話の学習等 (3)	聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保とあるが、 ・(1)(2)ではろう児とあり、(3)では聴覚障がいのある乳幼児とあるのは、音が完全に聞こえない幼児・児童と音の聞こえにくさがある乳幼児を分けているのだろうか。 ・そうすると、(1)(2)のろう児の「児」には、中学生や高校生の年齢層は含まれていないのか。 ・ここでいう「保護者」とは誰を指すのか。保護者自身が聴覚障がいを持つ方なのか、聴覚障がいを持つ乳幼児の保護者という意味なのか、わからない。 ・「手話学習の機会の確保」とあるのに、その具体的文書では「教育相談等の実施 等」とある「手話学習の機会の確保は、ここでも「等」に含まれているのだろうか。	第2次三重県手話施策推進計画では、聾学校に在籍する聴覚障がいのある幼児児童生徒を「ろう児」としており、(1)、(2)は「ろう児」に関する取組を、(3)は聴覚障がいのある乳幼児に関する取組を記載しているため、(1)(2)の「ろう児」には聾学校の中学部、高等部(専攻科を含む)が含まれます。 なお、「保護者」は、聴覚障がいのある乳幼児の保護者を指します。 また、聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保として、「①乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施」のほか、「②聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等」として聴覚障がいのある乳児とその保護者を対象に手話学習会を実施することとしています。
小林委員	概要版 (資料)	4 次期計画における主な取組 (1)(4)	「電話リレーサービス」「遠隔手話通訳サービスの活用」、P24(4)にある「DXの動向」の言葉の意味がわからない。	「電話リレーサービス」、「遠隔手話通訳サービス」、「DX」等の専門用語につきまして、補足説明を記載いたします。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	概要版 (資料3)	4 次期計画における主な取組 (1)	ICT等を活用した意思疎通支援について、その対象者はろう者・ろう児となっているようだが、所謂健常者として学校現場で勤務している教職員の側がICT等を活用することで、ろう児を受け入れることが可能になるのではないかと思うのだが、手話に代わるICT等はないのだろうか。それが可能になれば、ろう児の将来に対して、学校も職業も選択肢が広がると思うのだがどうだろうか。ICT等の活用の具体的なことがわからないので、こうした考えに至った。	ICT等を活用した意思疎通支援については、本年度に本県で導入する遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び今後国において導入が予定されている電話リレーサービスを対象に、広く県民への周知に取り組むこととしています。 また、小中高等学校、特別支援学校では、手話を習得するための取組を大切にしつつ、学校のICT環境（無線LAN環境や端末等）の整備を進め、ICTを効果的に活用できるよう取り組むこととしています。
小林委員	概要版 (資料3)	全般	必要とされるニーズがあるかないかもわからないが、この手話施策推進計画が広く県民を指しているとする、耳の聞こえに不自由さを感じる高齢者も対象となるだろうし、外国にルーツを持つ子や保護者の中でも、手話を必要とする人もいると思う。私が勤務する地域は住民の10%が外国にルーツを持つ方が住まわれている。学校の文書は、中国語とタガログ語、ポルトガル語、英語などに翻訳をされているが、外国の手話を必要としている人はいないのだろうか。また、そうしたニーズについて次期手話施策推進計画は触れなくていいのだろうか。	手話言語条例及び本計画における「ろう者」は、ルーツを限定しているものではないため、外国にルーツを持つ「ろう者」も含まれていると考えます。 なお、外国にルーツを持つ「ろう者」からのニーズがあれば計画に記載した取組の中でどのような対応ができるのか検討いたします。
小林委員	1	2 現計画にかかる取組の検証	令和2年度の数字については、全てそうだと思うが、コロナ禍について触れる必要はないか。	実績値については、直近値として主に令和元年度末時点の数字を記載しており、コロナ禍の影響は少ないと考えていますが、令和2年12月末の実績では、手話通訳者の派遣件数に大きな影響が見られます。 ご意見をふまえ、【施策1】の課題認識に「コロナ禍においても」を追記いたします。
小林委員	3	【施策3 手話の普及等】	増加していることはよいが、それでもコロナ禍がなければ、もっと伸びたのではないか。	令和2年度はコロナ禍によりイベントを活用した周知ができていません。 ご意見をふまえ、【施策3】の課題認識に、「コロナ禍においても」を追記いたします。
小林委員	10	施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】	ここまで読んでくるとふと思うことがあった。それは、外国にルーツを持つ方で、その国の手話を覚えていて、日本にやってきた人たちへは、何も支援はないのか。外国にルーツがあっても、逆に外国の方だからこそ手話通訳が外国版で必要なのではないだろうか。そうしたニーズはないのだろうか。	外国にルーツを持つ「ろう者」からのニーズがあれば計画に記載した取組の中でどのような対応ができるのか検討いたします。
小林委員	19	1 三重県における聴覚障がい者の数	この数には、外国にルーツがある方も含まれているか。含まれているべきだが、その数は何人か。	参考資料に記載している「三重県における聴覚障がい者の数」は、身体障害者手帳交付者数であり、具体的に人数は把握していませんが、外国にルーツがあり身体障害者手帳の交付を受けている方も含まれています。

次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（中間案）について

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
安部委員		全般	25年問題に向け、対象である高齢者自身も恐れています。 地域には元気な、体力も気力もまだある高齢者が生きがいと成果をみとめてくれる仕事がないのです。コロナ禍で若者も仕事にあふれている現状ではやむをえないことでしょう。 ただ能力のある人たちを要介護になるまで、何か有意義な仕事に是非ついていただきたいものと思っております。 福祉の面でこの力はどのように生かせるのでしょうか？	地域の元気高齢者の方々が介護職員の周辺業務を担うことで、介護職員の負担軽減と専門職化が可能となる介護助手制度の導入を推進しているところであり、高齢者自身の生きがい、介護予防にもつなげていきます。
伊藤委員		全般	認知症の方の支援が多く盛り込まれていますが、認知症になる前（認知機能の低下予防・認知症のリスク低減）に対する具体的な取り組みについてもぜひご検討いただきたい。コラムに記載されている通り、WHOにより推奨されているのは身体活動（運動）や生活習慣病の予防です。爆発的に増えると言われている認知症に対しては、認知症予防と認知症支援の両輪が重要かと思えます。	国の「認知症施策推進大綱」では、「予防」について、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとされており、本プランもその考え方に基づき作成しています。認知症になる前に対する具体的な取組としては、通いの場の一層の充実など、介護予防の取組と重なる部分も多いことから、総合的に推進していきたいと考えています。
伊藤委員		全般	高齢者に対する支援が多く記載されていますが、高齢者が受け身の支援が多いように感じられます。高齢者自身も当事者として、あるいは担い手として、地域で役割を持って、活躍できる施策をご検討ください。	高齢者にご活躍いただくことは重要であると認識しており、「第3章 具体的な取組」の「4 安全安心もまちづくり」において、高齢者の健康・生きがいづくりや、就労的活動支援コーディネーターの養成、雇用の確保等について記載しています。
牛場委員	126～129		充実したプラン・計画を策定していただいたと感じます。 126頁から129頁に記載がありますが、権利擁護のためには、各種事業や制度を県民一人ひとりに十分知っていただく必要があります。市町や社会福祉協議会等が、見過ごされがちな需要をしっかりと拾い上げていけるような体制を整えるための支援を、今後ともお願いしたいと思えます。	高齢者の権利擁護については、県内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、市町等職員を対象とした研修を行うなど、制度の活用を促進するための取組を支援していきます。
鵜沼委員	62		健康寿命について、全国のデータやランキングを示し、三重県の健康寿命が比較的高いのか、低いのかを示すとより分かりやすいと思えます。	国民生活基礎調査において、健康上の問題による日常生活への影響があると回答した割合をもとに、3年毎に厚生労働省が算定している「健康寿命」では全国の都道府県比較が可能であり、平成28年（平成30年3月公表）では男性71.79年（31位）女性76.30年（2位）となっています。 しかしながらこのデータは3年に1回しか算定されないことから、本県では、介護保険法による介護認定者数（要支援者含む）をもとに算定した県独自の健康寿命を指標に置き、毎年進捗管理を行っています。
鵜沼委員	63		自殺率について、上記同様、全国のデータを踏まえ、三重県の特徴を示すのもよいのではないかと思います。	全国の自殺の状況と比較すると三重県では自殺者全体に占める65歳以上の高齢者の割合がやや高い状況ですので、ご意見いただきましたとおり、プラン内に全国との比較を示します。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
鵜沼委員	67		通い場の人口あたりの参加率も同様に全国との比較があればよいと思います。 ※P,78のように全国のデータとの比較があれば三重県の充実しているところや課題がわかりやすくなると思います。	「第5章 計画の目標」において、現況として最新のデータである令和元年度の本県の通いの場に参加する高齢者の割合を記載しました。
鵜沼委員	129		成年後見制度利用促進について「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と同様に、工程表とKPIを踏まえ、全市町での利用促進基本計画の策定と中核機関の設置を目標として掲げてほしいと思います。	「第5章 計画の目標」において、成年後見制度利用促進の市町計画の策定を指標に掲げており、令和5年度までにすべての市町で策定することを目標としました。中核機関については、各市町がそれぞれの計画をふまえて設置を進めるものと考えていますが、県としても引き続き市町の取組を支援していきます。
鵜沼委員	—	—	県民の理解促進につながるよう、プランや計画の概要をイラスト等で説明したパンフレット・リーフレットがあればよいと思います。	プランの策定後は、県ホームページにおいて公表するとともに、市町および関係機関あて周知を行います。また、県主催の会議等、あらゆる機会を通じて、周知を進めていきます。
北村委員	159	(県の取組) 上から4つ目	中学校・高等学校の生徒に対するセミナーの実施等が提案されています。三重県には短期大学や大学もあり、必ずしも福祉系学部でなくとも福祉職への就職の可能性は多いにあります。これらの高等教育機関の学生に対する働きかけは、もっとなされていよいと思っています。	福祉系学部以外の学生も対象とした「福祉の就職フェア」、「福祉の就職ガイダンス」を実施し、福祉の職場や仕事の魅力を伝える機会を設けています。
吉良委員			老人クラブ数および会員の減少が大きな課題である。県下でも加入率では大きな地域差があるが、いづれにしても時代に合ったクラブの運営と行事企画が大切である。自治会を始めとして地域諸団体との連携、情報をお互いに共有しながら新しい老人クラブを創っていくことが大切であります。こうした観点からもぜひ、県の力を大きくかして頂きたい。	老人クラブ会員が減少していることをふまえ、本県では、老人クラブ、市町老人クラブ連合会、三重県老人クラブ連合会が行う地域貢献活動等の事業を老人クラブ補助金等により支援しています。 また、令和2年度から、国において、老人クラブ等の互助の取組を行う団体が構成員の高齢化等により会計処理や事業報告等の事務処理ができないために活動の継続が難しい場合、事務手続き等に詳しい者（企業退職者、事務経験のある者等）が「事務お助け隊」として事務作業をサポートする事業が創設されましたので、同事業の有効活用の方法について検討していきます。
小林委員	概要版 (資料4)	(3) 計画の考え方	介護保険法についても地域共生社会の実現に資するよう改正されたことから、次期計画はこの改正の趣旨をふまえたものとしています。とありますが、改正の趣旨を箇条書きでポイントが分かるように、ここに記載して欲しい。	概要をまとめた資料であるため、最小限の記載にとどめています。最終案本文23ページには、介護保険法においては、国および地方公共団体は、保険給付に係る保健医療サービスと福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するにあたり、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に資するよう努めるものと規定されるなどの改正がされた旨、記載しています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	概要版 (資料4)	(2) 地域包括ケアシステム推進のための支援	③在宅医療・介護連携の推進は、とても大切だと思う。これは個人のレベルからの話になりませんが、私は現在89歳になる父親（両目がほとんど見えず、障害者手帳は持っています。前立腺がんの治療を10年以上続けています。脳梗塞で2度入院し、右半身に後遺症があります。）と85歳になる母親（15年ほど前に頸椎にボルトを入れる手術をしました。半年間入院・リハビリ入院をして、自宅に戻ってきましたが、年々歩けなくなっていて、現在は一人歩行がやっとです。買い物に出かけてこけて、この年末には顔に大けがを負いました。）と同居していますが、妻も学校長のため、日常は二人で老々介護で暮らしてもらっています。毎週土曜日には近くの整形外科でリハビリを受けています。また、市民病院に二人とも定期的に通っています。10年ほど前には近くの施設で、デーケアサービスを週に2回ほど受けていたのですが、経営方針が変わり、受けられるサービスの質が落ちたことをきっかけに、デーケアサービスを受けなくなりました。それまでは、ケアマネージャーにいろいろ相談も受けられましたし、やめた当初は次のデーケアサービスが受けられるようにと相手先を探してもらっていたようですが、それも数カ月で途絶え、今は全く介護保険を利用できていません。要介護者であっても、もう一度こちらから働きかけないと、介護を利用できない、所謂介護難民の状態です。情報の提供は介護側・行政側からもっと積極的にされるべきだと、いつも思っています。うまくサービスの情報を受けられていない人への情報提供・相談体制の構築であって欲しい。	医療・介護連携については、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であることから、市町等への在宅医療・介護連携アドバイザーの派遣や、地域住民を対象とした在宅医療等に関する講演会を開催しているところです。 引き続き、県民の意識向上および市町、専門職の資質向上を図るための研修会等を開催するなど、本人の意思決定を尊重した医療・ケアを進めることができるよう取り組んでいきます。
小林委員	概要版 (資料4)	(3) 認知症施策の推進	①地域支援体制の強化と普及啓発の一つ目の箇条書きの文書に、「認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。」も、本人とともに普及啓発とは何に取り組むことかわからない。 ②医療・介護サービスの充実と予防のSIBを活用した認知症予防についてとあるが、SIBの説明文書を読んでも、その活用が認知症予防につながるように読めない。	①「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））」を創設して認知症の人本人を任命し、「認知症とともに生きる希望宣言」をしていただくことで、認知症についての理解の普及を図ること等に取り組みます。 ②SIBは事業の成果と報酬を連動した取組であることから、より効果的な予防に係る取組が期待できると考えています。
小林委員	P19～		文章と資料のグラフがページをまたいでいて、分かりにくい。P19の下の方の文書はP20へいき、P20の下の方の文はP21へいっても、ページは増えない。	ご指摘のとおり、修正します。
小林委員	P28 図2-10		文中に令和元年度1,560億円とあり、令和4年度は1,583億円とこの金額を上回り、以後も増えている。なぜ、令和3年度は減額見込みになっているのか。	プランの策定にあたり、介護給付費等の将来推計は複数回実施することとしています。中間案のもととなった令和2年9月の推計では、令和2年度の給付費（推計時の数値）が例年と比べて少なかったことから、三重県の令和3年度の介護給付費は1,551億円と推計されていました。令和3年1月の推計では、令和3年度の介護総給付費は1,565億円と見込まれています。
小林委員	30	1 介護サービス基盤の整備 8（現状と課題）	必要不可欠という表現でいうなら、介護サービスについて、既に自宅で老々介護をしている人たちに、直接ケアマネージャーが定期的に訪問をして、介護サービスが受けられるように介護計画を立てる、利用しなくても定期的に家庭を訪問する、そうした事の方が重要だと私は思う。	居宅介護支援の提供にあたっては、介護支援専門員は少なくとも1か月に1回は利用者の居宅を訪問し、モニタリングを行うことが規定されています。 いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	32	図3-1-3	要介護人口はどのように把握しているのか。積極的に把握しようとしているのか。	毎月、各保険者から介護保険状況報告(月報)を提出してもらい、その中で要介護人口を把握しています。当該報告については、県を通じて厚生労働省へ毎月報告を行い、最終的には年報として厚生労働省のホームページに掲載され全国の要介護人口が発表されています。
小林委員	34	(県の取組)	コロナ禍で支援はできるのか。 どのような支援を行うことを考えているのか。 他にもあるが、支援を行いますという表現では、素人にはどのような支援がされるのか、わからない	感染防止対策を徹底した上での支援に加え、デジタルトランスフォーメーションが進む中、これまでの方法にとらわれず取組を進めていくことが重要であると考えています。 いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
小林委員	39	(1)-4 特別養護老人ホーム	実際の特別養護老人ホームの現在の入居者数、入居可能数(それによって出てくる利用率%)、実質的待機者は県内でも偏りはないのかなど、知らせる必要があると思う。	特別養護老人ホームについては、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に施設に入所できるよう、計画的に整備を進めることとしていますが、いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
小林委員	50	(1)-8 養護老人ホーム(現状と課題)	一般論で村長が記述されていると思うが、三重県には村はない。	ご意見のとおり三重県には村はありませんが、一般的な制度についての事項であり、「市町村長」と記載しています。
小林委員	54	2 地域包括ケアシステム推進のための支援 (1)-1 地域包括支援センター	なぜ、実人数が減ってしまったのか。P56には、県の取組として、適切な人員体制の確保に向けて、保険者に対し地域支援事業県交付金を交付しますとあるが、人数が減ったのは交付金の問題なのか。	介護人材の不足は全国的な課題となっており、三重県においては地域によって差があるものの、地域包括支援センターにおける保健師や主任ケアマネジャーの確保が困難といった現状があります。このような課題を受け、来期の計画においては「地域包括支援センターの人員体制の強化」が基本指針に盛り込まれており、適正な人員体制整備の支援や、3職種以外の配置が進められるよう、評価の実施や、地域包括支援センター職員研修等を実施していきます。また、交付金を活用した人員体制確保等の先事例を収集し、情報提供による市町の支援を行います。
小林委員	78	(3) 在宅医療・介護連携の推進 (3)-1 在宅医療	下回っている、の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。
小林委員	79	(3)-1 在宅医療	コロナ禍で、病院でも家庭でも看取ることができない現状の記載が必要ではないか。	新型コロナウイルス感染症への対応については、「第3章 具体的な取組」の「4(6) 感染症に対する備え」において記載しています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	91	【コラム】	必要としている高齢者は動画配信を見ることができない環境にいる人が多い。Web会議ツールも同様である。事例としてそうした視点からは不適切と思う。	記載の事例は、少人数の対面方式のカフェ会場を複数の個所で設営し、各会場をオンラインでつなぐという「ハイブリッド方式」の試みであり、ICT環境の活用が難しい高齢者でも参加できる形態となっています。厚生労働省「感染防止に配慮したつながり支援等の事例集」や、認知症介護研究・研修仙台センター「外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引き」でも紹介されており、今後の新しい生活様式に活用可能な要素を含む事例と考えています。
小林委員	94	3 認知症施策の推進 (現状と課題)	「共生」の意味は分かるが、今の支援体制ではとても実現は難しい。	地域共生社会の実現に向け、認知症サポーターの養成や認知症に対する正しい知識の普及に取り組んでいきます。
小林委員	98	(県の取組)	これは県が取組む施策だろうか。所謂「立場宣言ありき」のようで、疑問に感じざるを得ない。	県は、市町等との役割分担をふまえて、市町等がそれぞれの実情の応じた施策を主体的に実施できるよう支援することとしています。
小林委員	117	(1) - 2 老人クラブ活動支援	P116に要因が分析されて記載されているのに、P117に書かれている県の取組には重点的は補助配分とあるが、補助配分は老人クラブをお世話することで少額でもよいので、個人に支払われるようなことを認めていかないと、人材は続かない。再雇用で働く年数がのび、やっと年金がもらえるとなった時に、老人クラブに入ろうという若手の高齢者はほとんどいなくなっている。	現状、老人クラブへの補助配分については、市町を通じて市町老人クラブ連合会や単位老人クラブへ交付されており、個人に対して配分するという制度にはなっていません。令和2年度から、国において、老人クラブ等の団体が構成員の高齢化等により、事務処理ができないために活動の継続が難しい場合、事務手続き等に詳しい者(企業退職者、事務経験のある者等)が「事務お助け隊」として事務作業をサポートする事業が創設されましたので、県としては同事業の有効活用の方法について検討し、老人クラブ等の団体のお世話をする人材を育成していくことを考えていきます。
小林委員	120	(2) 高齢者にふさわしい住まいの確保	有料老人ホームだけではないが、新型コロナウイルス感染予防対策について現状報告は必要ではないか。(後半にまとめて記載はあるが)	新型コロナウイルス感染症への対応については、「第3章 具体的な取組」の「4(6)感染症に対する備え」において記載しています。
小林委員	123	(県の取組)	2行目・3行目の文頭一文字下げる。	ご指摘のとおり、修正します。
小林委員	125	(県の取組)	段差をなくす、手すりをつけるなどのバリアフリー化で終わってはいは、空き家利用は進まない。特に、高階層の部屋を利用してもらうためにはエレベーターの設置が必要である。	県営住宅は、階段室型(各住戸が共用廊下を介さず直接階段室に面している)の形式となっているため、エレベーターを設置するには階段を撤去したうえで共用廊下および階段を別途設置する必要があり、多大な経費を要することに加え、入居者に対しては工事期間中の一時転居等の負担を強いることとなります。また、これらの設置スペースが必要となる一方、ほとんどの団地が狭小地であるため、入居者の駐車スペースが確保できなくなります。以上のことから、エレベーターの設置は困難であると考えます。高層階(3F以上)の住戸については、子育て世帯向けの改修(3点給湯や3DKを2LDKにし子育てのしやすい部屋に改修)を実施し、空き室の利用を図っています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	136	(4) 高齢者の安全安心 (4) - 1 高齢者の見守りネットワーク	コロナ禍で人との接触を避けるように言われている中、ここに書かれている見守り活動は無理ではないのか。	人と人の接触を避けることが感染対策の基本ですが、大切なことは、高齢者が地域でその人らしい生き方を実現することです。感染症に対する備えを十分に行うことにより、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう支援していくことが大切であると考えています。
小林委員	138	(4) - 2 高齢者の移動手段確保 (現状と課題)	公共交通で特にバス路線が減少している中で、大きな病院へ行くための路線もなくなりつつある。何度も乗り換えが必要で、大変な思いをして通院をしなければならない高齢者が増えている。送迎の車を無料で提供している民間の医療機関がある。コロナ感染予防という事もある中で、いろいろな移動手段を用意する必要がある。高齢者の活用理解への不足ということではないと思う。	車を持たない高齢者などの移動手段確保に向け、地域の実情に応じた、福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組を実施し、これらの取組地域の拡大を図ります。 移動手段確保の取組に加えて、運転免許返納後、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、返納前から公共交通の乗り方等の啓発活動や、返納時に移動情報の提供などを行います。
小林委員	146	(5) 災害に対する備え (現状と課題)	集中豪雨や台風の大型化は、地球温暖化が原因と断定できるのだろうか。「地球温暖化に伴い」は削除	ご指摘のとおり修正します。
小林委員	147	(5) 災害に対する備え (現状と課題)	現状と課題に新型コロナウイルス感染症に対応することの必要性を記述するなら、県の取組にも具体的に何に県は取組もうとしているのか、記述が必要。私が勤務している浜田地区では、1学期の段階で、四日市市の防災担当と共同で、新型コロナウイルス感染予防を講じた避難所への避難訓練を行い、マニュアルや運営の見直しを行ったが、市全体には広がっていない。	新型コロナウイルス感染症への高齢者福祉分野の取組については、「(6) 感染症に対する備え」において具体的に記載しています。災害に対する備えとしての感染症対策については、三重県地域防災計画において具体的に記載されており、それに基づいて取り組んでいきます。
小林委員	152	(6) 感染症に対する備え (現状と課題)	現状としては、非常に難しいことが課題としてまとめられていると思う。家庭内感染すら防ぐことができていない状況で、感染を防ぎつつとは言うものの、それを実施することは、困難と言わざるを得ない。感染症に対する備えは、今は家を出ない事ではないか。	高齢者施設等が提供する各種サービスは、利用者やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであるとともに、行き過ぎた活動自粛は、高齢者が地域でその人らしい生き方を実現することを阻害し、かえって健康を脅かす恐れもあることから、高齢者施設等において、より一層の感染防止対策の徹底や感染症発生時にもサービスを継続するために必要な支援を行っていきます。
小林委員	154	5 地域包括ケアシステム	最終案では数字が入る見込みですか。	最終案には数字が入ります。
小林委員	155	三重県の介護人材需給推計	令和2年12月の有効求人倍率は出ていると思うので、データを更新した方がよい。求人は急激に悪化しているのではないか。	令和2年12月のデータは確認していますが、この有効求人倍率の推移表は年度毎の数値を使用しています。 なお、最新データでは三重県全業種1.08倍、介護3.86倍であり、元年度より改善されています。
小林委員	157	5 地域包括ケアシステム・・・ (現状と課題)	最終案には数字が入る見込みですか。	最終案には数字が入ります。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員	160 (追記)	(県の取組)	県立高等学校に福祉科を作り、高校を卒業すると同時に資格を獲得し、それを就職に結びつける、そんな底辺から支える体制づくりに取組む。	県立高等学校4校において、介護福祉士国家試験受験資格が取得可能な科を設置しており、若い世代からの介護人材の養成に取り組んでいます。
小林委員	165	〈介護支援専門員の資質向上〉	資質の向上とともに、地域の実情を把握することを進める必要がある。高齢者が介護サービスを受けられなくて、老々介護をしているケースが散見される。	居宅介護支援の提供にあたっては、介護支援専門員は居宅サービス計画原案の作成に際し、地域でのサービス提供体制も勘案しながら必要なサービスを位置づけることが求められています。 いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
小林委員	170	(3) 介護の担い手に関する取組 (現状と課題)	文頭が半角前に出ている。	ご指摘の点について、修正します。
小林委員	170 (追記)	(県の取組)	県立高等学校に福祉科を作り、高校を卒業すると同時に資格を獲得し、それを就職に結びつける、そんな底辺から支える体制づくりに取組む。	県立高等学校4校において、介護福祉士国家試験受験資格が取得可能な科を設置しており、若い世代からの介護人材の養成に取り組んでいます。
小林委員	178	(1) - 3 介護保険財政安定化制度 (現状と課題)	基金を取り崩していないと言えば、県行政の財政が健全化しているように思うが、実態は5年連続学校現場の管理職の給与をカットしてまで行っていることである。介護にかかる支出は右肩上がりになることから、基金をできる限り崩したくないという気持ちはわかるが、基金を崩さずに済んだ理由を明記すべきである。	基金については、国、県および市町等保険者がそれぞれ3分の1ずつを負担して造成したものであり、市町等保険者において、予想を上回る介護給付費が生じるなど介護保険財政の赤字が見込まれる場合に交付や貸付を行うものです。 市町等保険者に対し交付を行う際には、基金を取り崩すこととなりますが、交付を行うことができる条件が限られていることから、ほとんどの場合、貸付という形で運用されているところです。 なお、貸付金については、のちに市町等保険者から償還が行われることから、結果として基金の取り崩しは行われていません。
小林委員	181	(19 - 5 介護保険審査会 (現状と課題)	1行目半角文頭が出ている。	ご指摘の点について、修正します。
小林委員	184	(1) - 7 介護サービス情報の公表制度 (現状と課題)	実際に見てみたが、情報量が多すぎて、高齢者がここから情報を得て、より自分にあった介護サービスを選ぶことは難しいと感じた。検索条件もどうするとよいのかも難しい。	「介護サービス情報公開システム」は国において運用されているため、掲載情報の変更等を行うことはできませんが、システムでは、キーワード検索だけでなく条件を選択していく方法での検索等も可能となっています。 県としては、制度の周知について、パンフレットを作成するなど、普及啓発に向けた取組を行っています。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
対馬委員	—	—	・地域包括ケアシステムを機能させるには様々な機関をつなぐ生活支援コーディネーターの役割が重要になると思います。コーディネーターの十分な人数の確保と、コーディネート機能を果たさせるための関係機関との密な関係づくりが必要になります。特に、専門職以外のボランティア団体やNPOなど地域との連携はこれから形を構築していくことになると思いますので、コーディネーターが地域活動を学び密な関係づくりができるよう十分な研修や実地見学等の機会を用意する必要があると思います。また、ボランティア団体やNPOは基盤が脆弱な団体が多く、継続した活動を行えるように基盤整備や育成も重要になると思います。	三重県における生活支援コーディネーターの設置状況は、第1層では全ての自治体が設置を完了していますが、第2層の設置は59%となっており、1層から2層への発展に向けた役割分担や連携について課題となっています。また、地域課題の把握からサービスの創出につなげていくために、コーディネーターのスキルアップ、情報交換の場、体制の強化が求められています。 県としては、毎年度、生活支援コーディネーターにかかる現状と課題について、市町を対象とした調査を行い、経年的な変化と課題を抽出しています。そこで把握した課題に対し、「生活支援コーディネーター研修」を三重県社会福祉協議会に委託して実施しています。来年度は新たに就労的活動支援コーディネーター」の単元も加える予定です。必要に応じて、実地見学等の研修内容も取り入れていきたいと考えています。
対馬委員	—	—	通いの場の活用を推進される計画ですが、ボランティアの担い手不足が問題だと思えます。ボランティアやNPO団体の育成に力を入れる必要があると思います。	ボランティアの担い手不足は全国的な課題ですが、高齢者がボランティア等の役割的な活動に従事することにより介護予防の効果も期待されるため、来期計画ではそれを推進する仕組みとして「ボランティアポイント事業の導入」や「就労的活動支援コーディネーターの設置」等が基本指針として位置付けられています。県としても、先進的な取組事例や、保険者機能強化推進交付金の活用等の情報提供を行い、各市町において担い手の育成が図られるよう、支援していきます。

### ひきこもり対策の総合支援の推進について

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
鶴沼委員	—	—	県民の理解促進につながるよう、プランや計画の概要をイラスト等で説明したパンフレット・リーフレットがあればよいと思います。	計画策定にあたっては、県民の方にもより理解を得られるよう、広報・啓発の手法を検討していきます。
小林委員	—	全般	ひきこもりの原因分析は様々されているが、「ひきこもり」の定義が定められていない。2取組の方向性（3）実態把握のための調査の実施とあるが、実態調査対象をある程度定めておかないと、調査に取り掛かることも難しいのではないだろうか。	実態調査の実施にかかるひきこもりの定義については、厚生労働省のガイドラインや他県での調査を参考にしつつ、民生委員・児童委員や、新たに設置する外部有識者等による検討委員会の意見を伺いながら、定めたいと考えています。
小林委員	概要版（資料）	1 基本的な考え方（1）現状と課題	現状と課題の中にある「8050」問題について、この言葉の説明を文中に入れた方がよい。	計画策定にあたっては、用語説明を記載していきます。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
小林委員		2 取組の方向性 (3) 実態把握のための調査の実施	実態把握のための調査の実施の中で、効果的な手法を検討したうえで、民生委員・児童委員の協力を得ながら実態を把握するための調査を実施しますとあるが、民生委員・児童委員は、ひきこもりの実態まで把握できているだろうか。そこにある壁はかなり高いのではないだろうか。	今回の実態把握は、計画策定に際して行いますが、ひきこもり当事者が、固有の複雑な事情を抱えていることも多く、ひきこもり当事者や家族が相談支援機関にアプローチしづらい現状等から、実態把握が十分に進んでいない状況があります。 民生委員・児童委員の方々へのアンケートは他県でも成果があり、本県でも、それぞれの地域において担当区域を受け持ち、地域内を見守っていただくなかで、日頃の活動を通じて把握しているひきこもりの方の状況を把握することが効果的な手法の一つであると考えています。 また、昨年1月に民生委員・児童委員への実態把握調査とともに、市町等相談支援機関に対する実態把握も行っており、そうした調査も参考にしていきます。
対馬委員	—	—	ひきこもり者の数や状況や原因が分からないため、効果的な対策を行う為にまず実態把握を最優先に実施したい。	計画策定にあたっては、県内で活動している民生委員・児童委員を対象に、把握しているひきこもりの方の人数等についてアンケート形式で調査するとともに市町等相談支援機関に対し調査を行い、その実態を把握することで、必要な支援に関する施策展開を検討していくための基礎資料を得たいと考えています。
対馬委員	—	—	ひきこもりは長期化するほど解決が難しくなるため、早期発見と対応が重要だと思います。現状は、8050問題のように親が高齢になり介護支援が入ってから初めてその子どもがひきこもりの状態のまま支援が届いていないことに気づく事例が多く、その段階では既に深刻な状態に陥っています。その前の段階で、気づける、本人や家族が相談したり支援を受けられる仕組みや地域の関わりが不可欠と考えます。特に、ひきこもりの初期段階・子ども時代や若者期での気づきと対応が重要になるため、学校と行政、地域団体等との情報共有と協働が必要です。	ご指摘いただいたとおり、ひきこもり当事者が固有の複雑な事情を抱えていることも多く、当事者や当事者家族から相談支援機関にアプローチしづらい現状や、行政の支援についても、高齢者や障がい者属性別の対応では、ひきこもりが制度の狭間に属する課題であるため、ニーズに対応することが困難な状況にあります。 早期発見、長期化の予防という視点から、相談や支援機関における連携および、教育と医療、保健、福祉等との連携などが重要になってくると考えていますので、こういったことを踏まえ、計画策定につなげていきます。
対馬委員	—	—	ひきこもりが長期化し就職が難しくなる一因として、職歴や社会との接点のブランクによる躓きやハードルの高さがあると思います。職業訓練やボランティアなど、就職よりも緩やかなステップアップの選択肢があれば、社会との接点の空白を生じさせずに就職等のステップに進みやすくなります。既にそのような支援も多少ありますが、知られてなかったり、若者が興味を持つ選択肢が少ないです。例えば、パソコンを使ったデザイン制作やプログラミングは若者に人気があり通所するモチベーションになっています。ヒアリング等を実施して若者が通いたいと思うプログラムを取り入れていただきたい。	ひきこもりの支援にあたっては、その方の状態や持っている能力に応じたきめ細やかなオーダーメイド的な支援が必要と考えています。段階に個々の状態に応じて選択ができるよう、特色のある多様な居場所や通いの場づくりに向けて、当事者団体や民間の支援団体などの意見も聴きながら、検討を進めていきます。

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
対馬委員	—	—	私は障害者の就労移行支援事業所で就労支援の仕事をしていますが、通所が困難であったりコミュニケーション面での困難があり就職できずに退所せざるを得なくなった利用者さんが、その後なんの行政の支援にも乗らず、行き場所もなく社会との接点が失われてしまうケースがあります。そのままブランクが長くなると就職はますます難しくなってしまう為、一度就労支援を受けて途中で退所した人も再度就職へ向けたステップを踏めるように、つなぎの支援や場が必要と思います。上の意見と同じですが、NPOをはじめ地域に緩やかなステップアップができる居場所などの選択肢を複数提示できれば、自分に合った選択肢を選ぶことができ、社会との接点の空白を生じさせずに就職等のステップに復帰しやすくなると思います。	ひきこもりの方の支援にあたっては、その方の状態や程度に応じた段階的な支援が必要であり、また、就労後、継続しないで退所するケースなども想定しています。このため、社会参加の第一歩となる「居場所」も含めてその人の適性や段階に応じた多様で重層的な支援策が求められるものと考えています。 今後、ひきこもり支援に向けた推進計画の策定にあたっては、地域の多様な居場所づくりなどを含め、新たに設置する検討委員会の場などで意見をいただきながら、多種多様な機能や特徴ある支援が地域で展開され、切れ目のない支援につながるよう検討を進めていきます。
速水委員	—	スケジュール	3月からのスケジュールをもう1か月早く進めては？ 調査期間が短い。	庁内検討会議を11月に設置し、検討を進めているところです。 また、実態把握のための調査の実施にあたっては、民生委員・児童委員の御協力が不可欠であり、調査票等の作成にあたっては、民生委員・児童委員のご意見を頂きながら調査項目を検討していきたいと考えていますので、なるべく早期にご提示できるよう努めます。

#### 共通・その他

意見者	頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
鵜沼委員	—	—	現状においては、オンライン・対面のハイブリッド型の会議等、開催方法の検討をお願いします。	今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン・対面のハイブリッド型の開催についても、検討させていただきます。
小林委員	—	—	この会議が集合して行われていたら、これだけの資料をどのように説明し、こちらもどのような視点で意見を言えればいいのか、大変悩んだと思う。集合しての会議ができるようになった場合も、これだけの資料を事前に読んで出席しない事には、責任を持って意見がだせないと感じた。 はじめてこの会議に出席する自分にとって、専門的用語はわかりづらかった。それは、県民の皆さんにとっても同じことではないだろうか。次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」のP27にあるような、補足説明がどの案にも必要だと感じた。	これまで会議開催日の1週間前を目途に資料を送付しておりましたが、今後も事前にご確認いただく期間を十分確保するよう努めます。 また、ご意見をいただく視点や論点の提示、専門的用語の補足説明等、スムーズな会議の開催に努めていきます。